

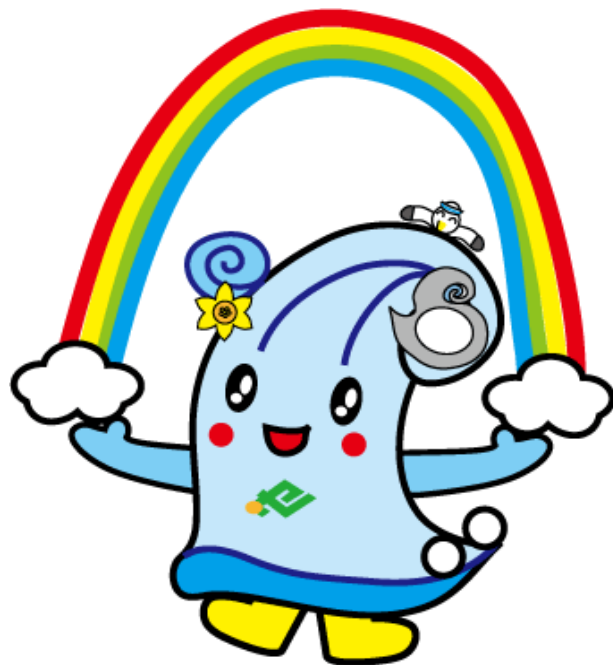


せたな町

パートナーシップ・

ファミリーシップ制度

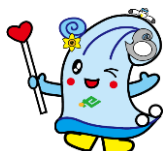
利用の手引き



北海道せたな町

目 次

1	せたな町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について	1
2	宣誓をすることができる方	2
3	宣誓の手続きの流れについて	3
4	宣誓の手続きに必要な書類	4・5
5	交付書類	5
6	受領証等の再交付	6
7	届出事項の変更	6
8	宣誓の無効・取消し	7
9	受領証等の返還	7
10	自治体間の広域連携	8
11	Q & A	9・10



1 せたな町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について

せたな町では、令和8年4月1日に「せたな町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を整備し、性的マイノリティのお二人がお互いに支え合いながら生きていくことを応援するとともに、すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すことを目的とし、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において責任を持ち、協力し合うことを約束したお二人が町に宣誓したことを、せたな町が公に証明する制度です。

また、パートナーシップにあるお二人に加えて、その子や親を含む家族として協力し合うことを約束するファミリーシップの宣誓を行うこともできる制度です。

この制度によって、法律上の効果が生じるものではありませんが、性の多様性への社会的理解が促進され、町民一人一人が互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく誇りをもって暮らせるまちづくりを目指します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行うことで、行政サービスにおいて、手続きの円滑化や家族（親族）向けのサービスが受けられるようになるほか、民間企業等が提供する性的マイノリティのカップル向けのサービスの対象になる場合があります。

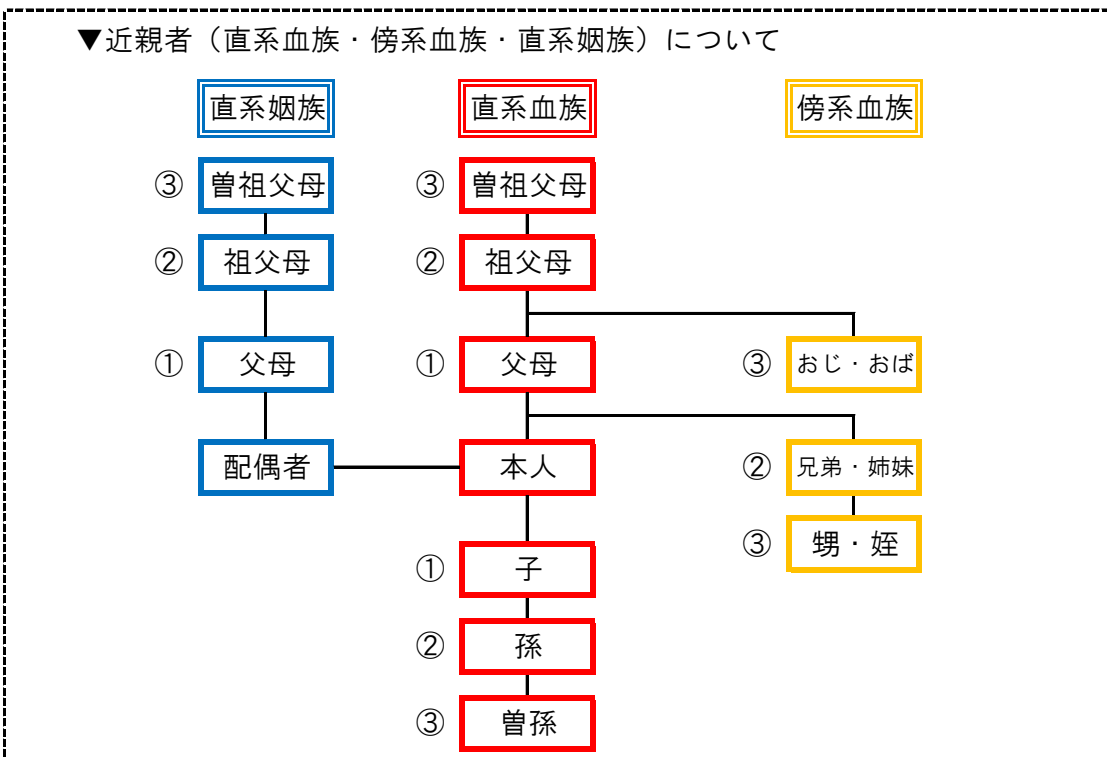


2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をすることができる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) パートナーシップの宣誓

- ① 一方又は双方が性的マイノリティであること
- ② 民法で定める成年に達していること（満18歳以上の方）
- ③ どちらか一方がせたな町内に住所がある又は宣誓した日から3か月以内にせたな町への転入を予定していること
- ④ 配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- ⑤ 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- ⑥ 当事者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう）でないこと。（パートナーシップ関係にある方が養子縁組をしている場合を除く）



(2) ファミリーシップの宣誓

宣誓される方の双方又は一方の子または親を含めたファミリーシップの宣誓を行う場合は、生計が同一であり、子及び親の同意があること（子は15歳以上の場合に同意が必要です）



3 宣誓の手続きの流れについて

(1) 宣誓日の予約

以下の事項について、電話または電子メールにより下記受付窓口にご連絡ください。

- ① 宣誓する方のお名前
- ② 希望する宣誓日時
- ③ ご連絡先
(電話番号/メールアドレス)

受付窓口：総務課総務係

049-4592

せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町役場

◆電話：0137-84-5111

◆メールアドレス：setana.somu@town.setana.lg.jp

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届の提出（事前提出）

- ① 宣誓日の10日前までに、必要書類を受付窓口に郵送または持参により事前提出していただきます。
- ② 必要書類については4ページをご覧ください。

(3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（当日）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名していただきます。

- ① 予約した日時に指定会場へお2人でお越しください。（希望により個室をご用意します）
- ② 宣誓届の内容や要件の内容について相違ないことを確認の上、職員の面前で宣誓書に署名していただきます。

(4) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付（当日）

- ① 宣誓後、お二人がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」（1枚）と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」（2枚）に宣誓書の写しを添えて交付します。
- ② 宣誓時に転入予定の方は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票」を交付します。

なお、この受付票の有効期限は宣誓日から起算して3か月以内です。

つきましては、転入の日から14日以内に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。その際に、受付票と引き換えに受領証等を交付します。



4 宣誓の手続きに必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の手続きに必要な書類は以下のとおりです。

(1) 宣誓届の提出（書類の事前提出及び宣誓日時予約）

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）	届出事項・確認事項のみ記入し、 <u>署名欄は空欄のまま提出</u> してください。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し	○以下の書類の写しを提出してください。 ◆顔写真があるもの…1点 例) マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証等 ◆顔写真がないもの…2点以上 例) 年金手帳、介護保険の被保険者証等
<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	○発行から3ヶ月以内のもの ○ファミリーシップの宣誓を行う場合は、対象とする子・親を含めた証明書を発行してください。
<input type="checkbox"/>	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等	○ファミリーシップの宣誓を行う場合は、対象とする子・親の戸籍を含めた証明書を発行してください。 ○外国籍の方は、大使館等が発行する配偶者がいないことを証明する書類及びその日本語訳文を提出してください。
<input type="checkbox"/>	（宣誓者双方が町外に在住の場合）少なくともいずれか一方が町内に転入予定であることが確認できる書類	○転出証明書、物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等
<input type="checkbox"/>	（通称名を使用する場合）日常生活で通称名を使用していることが分かる書類の写し	例) 勤務先や学校が発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物等
<input type="checkbox"/>	（ファミリーシップの宣誓を行う場合）対象とする子・親の同意書（様式第2号）	○ファミリーシップの対象とする子・親が自署した同意書を提出してください。（病気、障がい等の特別な事情がある場合は代筆可） ○子が15歳未満の場合は、同意書の提出は不要です。（ただし、子が15歳に達したときに、受領証等への氏名の記載の継続を希望する場合は、同意書を提出していただきます）
<input type="checkbox"/>	宣誓日時の予約	宣誓する日時を予め予約してください。 （宣誓日時 年 月 日 時 分）

(2) 宣誓（宣誓日当日）

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）	事前に提出した宣誓書に、宣誓日当日、 <u>職員の前において署名欄にお2人で署名</u> していただきます。



(3) 双方が町外在住の場合、転入後に提出が必要な書類（転入から14日以内）

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第5号）	○宣誓時に受領証等の代わりとして町から交付します ○転入予定受付票と引き換えにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等をお渡しします
<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	○発行から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し	○以下の書類の写しを提出してください。 ◆顔写真があるもの…1点 例) マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証等 等 ◆顔写真がないもの…2点以上 例) 年金手帳、介護保険の被保険者証 等

5 交付書類

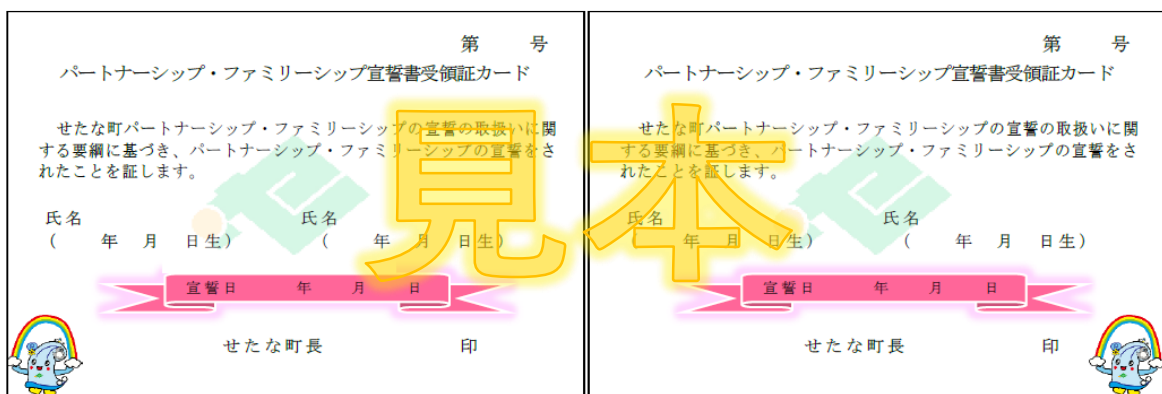
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしていただいた後、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（以下、「受領証等」とします。）の書類を交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

町がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。お二人に1枚を交付します。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

町がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する携帯用カードです。お二人に2枚を交付します。



6 受領証等の再交付

受領証等を紛失や毀損（破損）、汚損（傷・汚れ）してしまい、再交付を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

区分	提出書類	必要な書類等
紛失	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）	○本人確認書類の写し（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券等） ※受領証等の再交付後、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに町に返還してください。
毀損 汚損		①本人確認書類の写し（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券等） ②毀損・汚損した受領証等

7 届出事項の変更

宣誓書届出事項に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第7号）」に以下の書類を添付の上、郵送または持参により提出してください。

なお、変更する事項が受領証等に記載されている事項である場合は、受領証等を添付してください。

変更事項	提出書類	添付書類	受領証等の返還
住所		住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	無
戸籍上の氏名	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第7号）	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	有
通称名	※届出者の本人確認書類を添付してください	通称名の使用を確認できる書類	
子または親の加入		①同意書 ②戸籍謄本又は戸籍抄本	
子または親の氏名の削除	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第8号）	申立者の本人確認書類の写しを提出してください。（※15歳未満の子の氏名を削除する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第7号）による）	有



8 宣誓の無効・取消し

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、以下の事由に該当する場合は、無効・取消しになります。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が無効・取消しとなった場合、交付した受領証等に記載されている交付番号を必要に応じて、せたな町ホームページ等により公表する場合がありますのでご了承ください。

(1) 無効

- ① 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）」等の内容に虚偽があったとき
- ② 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第5号）」の交付を受けた場合において、宣誓日から3か月以内に町内へ転入しなかったとき
- ③ 宣誓をした時点において、「2 宣誓をすることができる方」に該当していなかったことが判明したとき
- ④ 受領証等の不正な使用・濫用または公序良俗に反する使用が発覚したとき

(2) 取消し

届出事項の変更等の必要な手続きを長期に渡り怠ったときは、宣誓を取消す場合があります。

9 受領証等の返還

以下の事由に該当する場合は、受領証等の返還の手続きが必要になります。

なお、返還された受領証等に記載されている交付番号を必要に応じて、せたな町ホームページ等により公表する場合がありますのでご了承ください。

返還事由	提出書類	備考
パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき		宣誓者のうちお一人での提出が可能です。その場合、町からもう一方の宣誓者に返還届を受理した旨を通知させていただきます。
宣誓者の一方が死亡したとき	①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第9号） ②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号） ③パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（様式第4号）2枚	ファミリーシップの宣誓を行っている場合で、宣誓書に記載されている死亡したパートナーの子・親の同意がある場合は、ファミリーシップを継続することができその場合は、返還届の代わりに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第7号）」を提出してください。
受領者の双方が町外に転出したとき	④本人確認ができる書類	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第10号）を提出した場合を除く。
宣誓が無効・取消しとなったとき		



10 自治体間の広域連携

せたな町では、令和8年6月1日（予定）から全国規模の広域ネットワーク「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、連携自治体間で転出・転入する場合の手続きを一部省略することができます。（連携自治体はホームページでご確認ください。）

ただし、自治体間連携の対象となるのは、転出先自治体における宣誓等の要件を満たす方に限ります。

（1） せたな町から連携自治体へ転出する場合

- ① せたな町で交付した受領証及び受領証カードを返還する必要はありません。（せたな町での手続きはありません。）
- ② 転出先自治体で継続申告の手続きを行い、新しい受領証等が交付されます。
なお、詳細は転入地自治体のホームページ等をご確認ください。

（2） せたな町に連携自治体から転入する場合

連携自治体からせたな町に転入し、パートナーシップ・ファミリーシップを継続する場合は、以下の書類を提出し、宣誓継続の届出を行うことにより、転出元自治体への受領証等の返還とせたな町での宣誓の手続きを省略し、新たな受領証等の交付を受けることができます。

ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の要件は各自治体で異なっており、連携自治体からの転入であっても、せたな町が定める宣誓の要件を満たさないと判断される場合は、宣誓の継続を行うことができませんのでご注意ください。

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）	受領した届出書の写しは、転出元の自治体へ送付します。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し	○以下の書類の写しを提出してください。 ◆顔写真があるもの…1点 例）マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証等 等 ◆顔写真がないもの…2点以上 例）年金手帳、介護保険の被保険者証 等
<input type="checkbox"/>	転出元自治体で交付された受領証・受領証カード（2名分）	
<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	○発行から3ヶ月以内のもの ○ファミリーシップの宣誓を行う場合は、対象とする子・親を含めた証明書を発行してください。



11 Q & A

Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いはなんですか？

婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度はせたな町が独自で行う制度で、法的効力はありません。

Q2. 同性のパートナーだけしか宣誓することができませんか？

一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、性別を問わず宣誓できます。

Q3. 事実婚の二人は宣誓できますか？

性的マイノリティではない方で事実婚の方は宣誓できません。

Q4. 性的マイノリティとは何ですか？

性的マイノリティとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致しない人）等、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人々のことをいいます。

Q5. 養子縁組している場合は宣誓できますか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしている場合は宣誓できます。

ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」などの近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q6. 通称名を使用できますか？

性別違和など特別な事情がある場合は、通称名を使用することができます。

通称名を使用する場合、日常生活において客観的に確認できる書類（郵便物、給与明細書などの資料）を宣誓時に提示していただきます。

また、受領証等には戸籍名を併記します。

Q7. 宣誓する際にプライバシーは守られますか？

宣誓の際に希望する場合は、プライバシー保護のため個室対応し、担当職員のみ立ち会います。

また、提出された書類や記載されている内容などの個人情報等について、本人の同意なく外部に情報を提供することはありません。

Q8. 宣誓はどこで行いますか？

せたな町役場本庁舎内で行います。各支所ではできません。



Q9. 同居していませんが宣誓できますか？

宣誓を希望するどちらか一方がせたな町内に居住（予定を含む）していれば、同居している必要はありません。また、ファミリーシップ対象者についても同居の必要はありませんが、生計が同一である必要があります。

Q10. せたな町外に転出する場合は手続きが必要ですか？

お二人が町外に転出する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第9号）に受領証等を添付して届出をしてください。

自治体間連携を行っている自治体へ転出する場合は、8ページ「10. 自治体間の広域連携」をご覧ください。

Q11. 郵送やオンライン、代理人による宣誓はできますか？

原則、せたな町役場本庁舎へお二人が来庁し、必ず本人により宣誓を行っていただきますので、郵送等による宣誓はできません。

Q12. 受領証等を再交付してもらうことは可能ですか？

受領証等を紛失や破損、汚してしまった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）」を提出していただければ、受領証等を再交付します（6ページ参照）。

Q13. 受領証にはどのような効力や使い道がありますか？

行政サービスにおいて、手続きの円滑化や家族（親族）向けのサービスが受けられるようになるほか、民間企業等が提供する性的マイノリティのカップル向けのサービスの対象になる場合があります（せたな町で受けれる行政サービスについては、ホームページに掲載）。

Q14. パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればいいですか？

パートナーシップを解消するときは、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第9号）」を提出し、受領証等を返還してください（7ページ参照）。

宣誓者の子（15歳以上）・親とのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第8号）」を提出してください（6ページ参照）。

Q15. パートナーシップの宣誓をしたパートナーが亡くなった場合はどうすればいいですか？

宣誓者のうち一方が亡くなった場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第9号）」を提出し、受領証等を返還してください（7ページ参照）。

ただし、亡くなったパートナーの子・親を含むファミリーシップの宣誓を行っている場合で、その子・親の同意が得られた場合は、ファミリーシップを継続できます（7ページ参照）。



MEMO





**せたな町パートナーシップ・ファミリーシップ制度
利用の手引き（第1版）**

発行 北海道せたな町総務課

〒049-4592

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地 1

◆電話：0137-84-5111

◆メールアドレス：setana.somu@town.setana.lg.jp